



2025事務年度  
金融行政方針

 金融庁  
Financial Services Agency

2025(令和7)年8月

# 目次

---

はじめに.....	1
<b>1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する.....</b>	<b>2</b>
(1) 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進.....	2
① 地域金融力強化プラン.....	2
② 事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の更なる推進.....	4
(2) 資産運用立国の推進と企業価値の向上.....	4
① コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上.....	5
② 市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化.....	6
③ サステナブルファイナンスの推進.....	7
④ 家計の安定的な資産形成の支援.....	7
⑤ 顧客本位の業務運営の確保.....	8
⑥ 資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上.....	8
⑦ 海外投資家等に対する情報発信・コミュニケーションの強化.....	9
(3) デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応.....	9
(4) 損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進.....	11
(5) 利用者に寄り添った対応.....	11
<b>2. 金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する.....</b>	<b>12</b>
(1) 金融システムの安定の確保、リスクへの対応.....	12
① より実効的な監督・検査に向けて.....	12
② 金融システム全体の脆弱性への対応（マクロ・プルーデンス政策）.....	13
③ マネロン・サイバー等のリスクへの対応.....	13
④ 金融グループ等の実態に応じた効果的な監督・検査の実施.....	14
⑤ 協同組織金融機関における適切な経営管理と業務運営の確保.....	14
⑥ グローバルな金融システムの安定への貢献.....	14
(2) 金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼の確保.....	15
① 金融犯罪への対応.....	15
② 不公正取引規制の強化等.....	16
③ 保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応.....	16
<b>3. 国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる.....</b>	<b>18</b>
(1) 金融行政の目標の全庁一丸の共通理解.....	18
(2) 職員の能力・資質の成長.....	19
(3) 誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備.....	19

## はじめに

経済の成長や国民生活の向上に金融の働きは欠かせない。「金利のある世界」への移行や、動き始めた「貯蓄から資産形成」への流れ、デジタル技術の発展により生み出される便利な金融サービス——金融の力で更なる価値を創造できる時代が、今、到来している。

企業が、成長に向けたストーリーを描き、金融機関や金融市場から資金を調達し、設備や人への投資を戦略的に行っていく——この金融の流れの更なる促進により、我が国の経済や雇用が下支えされるとともに、企業・経済の成長の果実が家計に還元されることが重要である。

また、足元で、生成 AI などデジタル技術が目覚ましい進展を遂げている。金融機関による革新的な技術の活用へのチャレンジを促し、利用者が便利で質の高い金融サービスに安心してアクセスし続けられる環境を整備していく必要がある。

他方で、我が国は、人口減少・少子高齢化という構造的な課題を抱えている。地域の事業者の多くにとって、人手・後継者不足は深刻である上、足元の原材料費や人件費の上昇も経営を圧迫している。デジタル化や設備更新による生産性向上や、事業承継による技術・顧客基盤の維持に取り組む事業者を、金融機関が後押ししていくことが、金融機関自身が収益基盤を強化し持続可能なビジネスモデルを確立するという観点からも重要である。

金融がこのように機能する前提として、金融機関や金融市場、これらを包含する金融システムの安定や公正性に対する、国内外のステークホルダーからの信頼を確保していく必要がある。

金融システムの総体的な安定性は保たれているが、国内外の物価動向やそれに呼応する金融政策、各国の通商政策の影響については、見通せない部分が多い。金融機関は、こうした国内外の経済環境・金融政策の変化や不確実性に加え、デジタル技術の更なる進展、サイバー攻撃等の脅威、マネー・ローンダリング（以下、「マネロン」）対策の要請といった課題を踏まえて、経営判断を的確に行っていく必要がある。また、金融機関や金融市場の公正性が疑われるような不祥事も生じており、厳正な監督・検査や規制の改善を通じた対応が必要である。金融システムの安定や公正性への信頼を確保することは、金融当局としての責務である。

こうした中で、2025 事務年度（2025 年 7 月～2026 年 6 月）は、以下の 3 つの施策を押し進めていく。

1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する。
2. 金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する。
3. 国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる。

# 1. 金融機能の更なる発揮を促し、持続的な成長に貢献する

金融機関や金融機関と協働するプレイヤーに働きかける施策や、金融市場の機能を向上する施策を通じて、企業・経済の持続的な成長と国民の安定的な資産形成に貢献する。ブロックチェーンや AI 等のデジタル技術については、利用者保護等に関するリスクへの対応を図りつつ、これらを用いた金融サービスの変革を促す。

## (1) 事業者の持続的な成長を促す金融機関の取組の推進

地域において人口減少・少子高齢化が進行する中、多くの事業者が人手・後継者不足といった課題に直面している。足元では、原材料費や人件費の上昇も経営を圧迫している。金融機関には、自然災害の頻発・激甚化や各国の通商政策の影響等も踏まえ、事業者支援に万全を期すことが求められている。金融機関に対し、事業者へのきめ細やかな支援の実施を促す。

こうした中でも、事業者の中には、積極的な設備投資・デジタル化等を推進し、付加価値や労働生産性を高めようとするものや、事業承継により優れた技術や顧客基盤を維持しようとするものも存在する。金融機関がこうした事業者を後押ししていくための施策を推進する。

### ① 地域金融力強化プラン

人口減少・少子高齢化その他の環境変化に直面する地域が持続的に発展を目指す中で、地域金融の地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）<sup>1</sup>への期待は極めて強い。同時に、地域金融機関をはじめ地域金融に関わるプレイヤーにとって、地域経済の活性化はその存続基盤の強化につながる。これまでも各地で数多くの優れた取組が行われているが、そうした経験を共有し、地域金融機関をはじめとする様々なプレイヤーが連携して地域金融力を発揮していくため、金融庁として政策を総動員し、できることには全て取り組んでいく。

- 地域の事業者・経済の継続的な発展には、ヒト・モノ・カネ・情報のあらゆる面で地域の外の世界とのつながりが欠かせない。地域内での強いネットワークを有する地域金融機関は地域金融力の主たる担い手として期待されることから、地域外の様々な知見を有するプ

<sup>1</sup> 有望なプロジェクトへの資金供給（投融資）にとどまらず、地域事業者への M & A 支援、地域に必要な事業・人材の呼び込み、地域企業の DX 支援等を通じて、地域経済に貢献する力（＝「地域金融力」）。第 34 回新しい資本主義実現会議（2025 年 5 月 14 日）資料 13（5 ページ）を参照。

[https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii\\_sihonsyugi/kaigi/dai34/shiryoku13.pdf](https://www.cas.go.jp/jp/seisaku/atarashii_sihonsyugi/kaigi/dai34/shiryoku13.pdf)

レイヤーとつながり協働することで、その潜在力を更に発揮させる。

- 例えば、地域から日本全国や世界に製品・サービスを提供するような企業が生まれ出されれば、地域の経済・雇用を牽引することが期待できる。地域内の事業者については圧倒的な情報を有する地域金融機関が、他地域の地域金融機関はもとより、国内外の市場の開拓や事業の発展に必要な様々な知見に強みを有する内外・官民のプレイヤーとネットワークを構築することが必要である。そうした連携の中で、地域から全国や世界の市場に飛翔する企業を生み出すことを目指す。
- 一方で、地域の人々の暮らしに欠かせないサービスを提供し、雇用の場を提供し、地域社会を支える中小企業に対するきめ細やかな支援や、様々な地域資源を活かした地域活性化に向けた取組は、全ての地域金融機関にとって存在意義そのものである。こうした支援や取組が引き続き推進されるよう、地域金融機関との対話を強化する。
- 地域の中堅・中小企業の経営人材確保は深刻な課題であり、地域経済活性化支援機構（REVIC）が整備する人材プラットフォーム（REVICareer：レビキャリ）も活用した地域金融機関による仲介を更に推進する。
- M&A・事業承継支援についても、地域金融機関間での連携を促すなど、取組を強化する。
- これまでも地域金融機関による顧客企業に対する支援は数多くの経験が積み重ねられている<sup>2</sup>。こうした好事例を金融庁が取りまとめ、公表し、全国各地の金融機関が他の地域での取組を相互に学び合い、応用し、実践していくことを促す。

#### 他方で、地域金融機関が、その役割を十分に発揮できるための環境整備にも取り組む。

- 金融機関共通の課題について「共同化」により、費用を抑制しつつ効率的・効果的な対応を可能とすることで、小規模な金融機関でも顧客支援など地域のための取組に注力できる環境を整備する。
- 例えば、マネロンやサイバーなど、高度な専門性も必要となる領域を念頭に、リスク管理や内部監査について複数金融機関が共同で対処することができないか検討するほか、複数金融機関による広範なシステムの共同利用を促進する。
- 地域金融機関が、安定的に地域金融力を発揮するための制度的な環境整備として、金融機

<sup>2</sup> 例えば、次の監督指針や政府方針等に基づき、地域金融機関の顧客企業に対する支援状況をフォローアップする。  
 ・「中小・地域金融機関向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）に対するパブリックコメントの結果等の公表について（2024年1月31日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240131-3/20240131.html>  
 ・「再生支援の総合的対策」の公表および事業者支援の徹底等について（2024年3月8日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r5/ginkou/20240308.html>  
 ・「再生・再チャレンジ支援円滑化パッケージ」の公表について（2025年3月17日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/ginkou/20250317/20250317.html>

能強化法の資本参加制度や資金交付制度の期限延長・拡充などを検討する。その際、資本参加先において極めて不適切な業務運営が長年にわたり続けられた事案も踏まえ、対象金融機関の適切な経営管理・業務運営の確保にも十分留意する。

こうした施策をパッケージ化した「地域金融力強化プラン」を年内に策定する。

## ② 事業の実態や将来性に着目した融資（事業性融資）の更なる推進

事業の実態や将来性を見極めて与信判断を行い、融資実行後も借り手事業者との綿密なコミュニケーションを通じて事業実態を把握するとともに、必要な支援等を行うこと（事業性融資）は、借り手事業者の持続的な成長を支え、ひいては金融機関自身の経営基盤の維持、拡大にもつながる取組である。こうした事業性融資を推進する。

- 2026年5月に導入される企業価値担保権<sup>3</sup>が活用されるよう、金融機関や事業者等に対する周知・広報を行う。特に、モデルケースとなるような金融機関の取組を後押しするため、企業価値担保権を活用する上で共通する課題について、金融機関等と連携して検討を進めていく<sup>4</sup>。
- 金融機関に対し、経営者保証に依存しない融資慣行の確立を引き続き促していく<sup>5</sup>。

## （2）資産運用立国の推進と企業価値の向上

コーポレートガバナンス改革が更に進展し、企業において稼ぐ力の向上を意識した経営が根付くことが、それぞれの企業の国際競争力や投資先としての日本市場の魅力を高めることにつながる。また、こうした企業価値の向上による果実が、活力ある資本市場、そして資産運用会社を通じて家計へともたらされることにより、「資産運用立国」の基盤となるインベストメント・チェーン（投資を通じた価値創造の連鎖）が強固になる。このための施策を通じ、足元で動き始めている「貯蓄から資産形成」への流れをより持続的なものとしていく。さらに、「資産運用立国」の実現に向けた施策をより一層推進するため、金融庁に「資産運用・保険監督局」を設置することを目指す。

<sup>3</sup> 事業性融資の推進等に関する法律（2026年5月施行）により、事業の実態や将来性に着目した融資を行う選択肢として創設される事業全体を担保とする制度。

<sup>4</sup> 企業価値担保権付き融資を行う金融機関における貸倒引当金の実務等については、金融庁としての考え方を示した。「企業価値担保権付き融資の評価や引当の方法等に係る基本的な考え方について（案）」及び「事業性融資の推進等に関する法律施行令（案）」等に対するパブリックコメントの結果等について（2025年7月2日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r7/sonota/20250702/20250702.html>

<sup>5</sup> 「経営者保証改革プログラム」の策定について（2022年12月23日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r4/ginkou/20221223-3/20221223-3.html>

## ① コーポレートガバナンス改革を通じた企業価値の向上

コーポレートガバナンス改革を着実に進め、投資家との対話を通じた中長期的な企業価値の向上を後押しする。引き続き東京証券取引所とも連携しつつ、企業と投資家との間での緊張感ある信頼関係に基づく対話を促進する。

- コーポレートガバナンス・コードの改訂に向けた検討を行う<sup>6,7</sup>。
- 投資家への適切な情報提供の後、十分な期間において株主総会が開催され、質の高い議論が行われるよう、関係省庁と連携して制度面の課題も検討する。

企業による気候変動リスクへの対応や人的資本への投資といった情報は、企業の将来のキャッシュフロー等に影響を与えうるため、投資家が中長期的な企業価値を評価する観点から重要である。

- 企業の負担とのバランスにも配慮しつつ、一定の上場企業に対し、こうしたサステナビリティ情報の開示を求めるための制度整備を進める<sup>8,9</sup>。
- 開示されたサステナビリティ情報の信頼性を確保するための、第三者保証制度について、国内外の動向を注視しつつ検討を進める。

**特に、人的資本については、中長期的な企業価値の観点から重要である。**

- 企業に対し、企業戦略と関連付けた人材戦略やそれを踏まえた給与・報酬の考え方等の開示を求めることについて検討する。

また、資本市場の公正性・透明性を確保する上で、監査法人等による監査品質の確保が欠かせない。

- 公認会計士・監査審査会は、上場会社監査の担い手としての役割を増している中小規模監査事務所に対する検査を充実させるなど、引き続き的確なモニタリングを行う。
- 世界の監査監督当局が加盟し、監査を巡る課題について知見の共有や発信を行う IFIAR<sup>10</sup>

<sup>6</sup> コーポレートガバナンス改革の実質化に向けたアクション・プログラム 2025 の公表について（2025年6月30日）  
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20250630-1.html>

<sup>7</sup> 具体的には、スリム化・プリンシプル化を行いつつ、経営資源の適切な配分が行われているかの検証・説明責任の明確化等に向けた検討をする。

<sup>8</sup> 金融審議会「サステナビリティ情報の開示と保証のあり方に関するワーキング・グループ」中間論点整理の公表について（2025年7月17日）  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/tosin/20250717.html](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/tosin/20250717.html)

企業情報の開示のあり方に関する検討について（2025年6月25日 金融審議会総会資料）  
[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryoku/20250625/3.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryoku/20250625/3.pdf)

<sup>9</sup> 例えば、投資家の判断に必要な情報開示の充実と企業の責任の範囲の明確化のため、セーフハーバー・ルール（将来の情報等に関する開示について、一定の場合には、虚偽記載等の責任を問われぬというルール）の導入に向けた検討を行う。

<sup>10</sup> 監査監督機関国際フォーラム（International Forum of Independent Audit Regulators）。日本に本部事務局が所在。

を通じ国際的にも連携して監査品質向上の取組を進める。

## ② 市場を通じた企業への成長資金・リスクマネー供給の強化

スタートアップ企業等、一般にリスクが高くても成長・生産性向上が望める分野への資金供給を強化するとともに、投資の出口についても多様化していく。

国内外の機関投資家の資金がベンチャーキャピタル等を通じて国内のスタートアップ企業に供給される流れを拡大する。

- 2024 年に策定・公表された「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項 (VCRHs) <sup>11</sup>」が、投資家とベンチャーキャピタル運営者の間の対話に活用されるようフォローアップし、投資対象としてのベンチャーキャピタルの魅力を高めていく。
- 東京証券取引所と連携しつつ、スタートアップ企業等が上場する同取引所の「グロース市場」の上場前後の企業への支援<sup>12</sup>を充実させることで、より早く、より大きな成長が実現できる環境を整える。具体的には、上場会社が成長の実現に向けて参考にすべきガイダンスの策定や、上場会社と機関投資家との接点づくりといった同取引所における取組についてフォローしていく。
- ベンチャーキャピタルやアセットオーナー<sup>13</sup>といったスタートアップへの資金供給を支える各プレイヤーの間で、目指すべきエコシステムの方向性について認識共有を図る。
- スタートアップ企業等が資金調達を行う際の情報開示に係る負担を軽減する観点も踏まえ、有価証券届出書の届出免除基準の見直しについて検討する<sup>14</sup>。

ベンチャーキャピタル等にとっての投資の出口の観点も踏まえ、投資判断能力やリスク許容度が高いプロの投資家等による非上場株式のプライマリー・セカンダリー双方の取引を促進する。

- 「プロ投資家」の範囲を定める特定投資家制度<sup>15</sup>や証券会社による非上場株式勧誘の自主規制ルールについて、必要な見直しを検討する。
- 投資信託等を通じた非上場株式投資を活性化するため、投資信託協会の自主規制規則の緩

<sup>11</sup> 「ベンチャーキャピタルにおいて推奨・期待される事項」(2024年10月17日)

<https://www.fsa.go.jp/singi/vc/siryou/20241017/02.pdf>

<sup>12</sup> 東京証券取引所は、「グロース市場」の上場維持基準を、現行の「上場10年経過後から時価総額40億円以上」から「上場5年経過後から時価総額100億円以上」へと2030年に引き上げる方針であり、上場前後の企業への支援を併せて実施していく予定。

<sup>13</sup> 公的年金・共済組合・企業年金・保険会社・大学ファンド・資産運用を行う学校法人等。

<sup>14</sup> 現在1億円未満の資金調達は、届出を免除。

企業情報の開示のあり方に関する検討について(2025年6月25日 金融審議会総会資料)

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryou/20250625/3.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20250625/3.pdf)

<sup>15</sup> 証券会社による投資勧誘や株式発行者による情報開示に関する規制が軽減される「プロ投資家」の範囲を定める制度。

和や、非流動性資産への投資に特化した新たな組成・販売の枠組み等を検討する。

- このほか、のれんの会計基準のあり方の検討については、財務会計基準機構において多様な関係者による深度ある丁寧な議論が行われるようフォローする。

### ③ サステナブルファイナンスの推進

**持続可能な経済社会の実現を金融面から支えるサステナブルファイナンスについて、社会課題の動向等を踏まえつつ、企業価値の向上やそれによる投資先としての魅力向上に資する取組となるよう、有効な政策を実施していく。**

- 事業革新を通じて社会的課題の解決と企業価値の向上の双方を目指す企業を金融面から支えるインパクト投資を推進する。企業や投資家がインパクトの測定・管理に活用できるデータ・指標の整備等に向けて、関係省庁と連携しつつ、投資家や金融機関、企業、NPO、地方公共団体等の関係者と議論を進める。
- 世界全体のGX実現と投資機会の創出に向けて、「アジアGXコンソーシアム」を通じてアジアでのトランジション・ファイナンス<sup>16</sup>を拡大する。
- カーボン・クレジット取引の透明性・健全性を高めるため、取引参加者や取引所等が踏まえるべきハイレベルな原則の策定に向けた検討を行う。

### ④ 家計の安定的な資産形成の支援

**若者から高齢者まで全世代の国民が金融リテラシーを向上させながら、ライフプランに沿った資産形成を行っていくための支援を、更に充実する。**

- 職場における金融経済教育を広める観点から、金融経済教育推進機構（J-FLEC）の講師派遣等の認知度向上に向けた取組を支援する。
- 詐欺被害対策等、J-FLECにおける教育内容の充実を促す。
- J-FLECの個別相談での活用も念頭に、個人が自身の金融資産・キャッシュフロー等の状況を把握し、ライフプランの設計・点検を容易に行えるための環境整備を図る。
- 次期学習指導要領における金融経済教育に関する記載の拡充を文部科学省と検討する。
- 少額投資で得られた利益が非課税となるNISA（少額投資非課税制度）については、全世代の国民がそれぞれのライフステージにあった資産形成を行えるように、対象商品の多様化等、充実に向けた検討を行う。

<sup>16</sup> 脱炭素社会の実現に向けて長期的な戦略に則り、着実な温室効果ガス削減の取組を行う企業に対し、その取組を支援することを目的としたファイナンス手法。

- 確定拠出年金について、手続の簡素化・コストの低減等につながるよう、関係省庁との議論・検討に積極的に参画する。

## ⑤ 顧客本位の業務運営の確保

金融商品・サービスの組成・販売に携わる全ての金融事業者が、良質な商品・サービスを提供し家計の安定的な資産形成につなげるとともに、その結果として持続可能なビジネスモデルが確立されるよう、顧客本位の業務運営の確保を推進する。

- 販売会社等において、経営理念等を出発点として、リテールビジネス戦略・取組方針・リソース配分・業績評価体系等の一連の枠組みが整合的に策定され、PDCA サイクルを通じて顧客本位の業務運営を実践する態勢等が構築されるように慫慂していく。
- 資産運用会社等における適切なプロダクトガバナンスを確立すべく、「顧客本位の業務運営に関する原則」(2024年改訂<sup>17</sup>)を踏まえた各社の対応状況や、金融商品を購入した顧客属性を検証するための製販間の情報連携の枠組み<sup>18</sup>に基づく各社の取組状況についてフォローする。

## ⑥ 資産運用サービスの高度化、アセットオーナーの機能向上

家計やアセットオーナーの最善の利益を勘案した質の高い資産運用サービスが提供されるよう促す。

- 資産運用会社や信託銀行、生命保険会社等のサービスの提供者を横断的にモニタリングし、その結果を取りまとめて公表する。
- 2026年4月に予定されている日本投資顧問業協会と投資信託協会の統合を着実に進め、資産運用立国の実現に向けた業界の健全な発展を後押しする。
- 資産運用会社の競争を促し、業界全体の運用力の向上につなげていくため、新興運用業者促進プログラム(日本版EMP)に沿って、金融機関等に対して新興運用業者の活用を引き続き促していく。
- 投資運用業に係るミドル・バックオフィス業務(法令遵守・計理)を外部委託できる「投資運用関係業務受託業<sup>19</sup>」の登録を円滑に進める。
- アセットオーナーの運用やガバナンス、リスク管理に係る共通原則である「アセットオー

<sup>17</sup> 「顧客本位の業務運営に関する原則」(改訂案)に対するパブリックコメントの結果等について(2024年9月26日)  
<https://www.fsa.go.jp/news/r6/singi/20240926.html>

<sup>18</sup> 投資信託等の購入顧客属性など、組成会社(資産運用会社等)と販売会社(証券会社等)の間で連携すべき情報等について、投資信託協会等がとりまとめたもの。

<sup>19</sup> 同制度は2025年5月に施行された。

ナー・プリンシプル」について、関係省庁と緊密に連携して、その受入れをアセットオーナーに働きかけていく。

## ⑦ 海外投資家等に対する情報発信・コミュニケーションの強化

我が国の企業や市場の魅力と、更なる魅力向上のための様々な取組について、国内外の投資家とのコミュニケーションを図りつつ、投資環境の改善につなげる。

- 海外投資家等とのコミュニケーションを強化するための様々なイベントを集中して開催する「Japan Weeks」を、官民で協力し、2025年10月に実施する<sup>20</sup>。
- Japan Weeks に向け、関係省庁と連携し、資産運用立国に関する取組の成果を検証し、施策の追加や改善に向けた検討を行う。
- Japan Weeks において、我が国を含むアジア地域における投融資等の活性化に向けた「アジア・デー<sup>21</sup>」を開催する。
- 金融・資産運用特区<sup>22</sup>について、対象となった4地域（北海道・東京・大阪・福岡）と連携して対外的な発信を強化し、金融・資産運用業者の参入等につなげていく。

## （3）デジタル技術を用いた金融サービスの変革への対応

デジタル技術を用いた金融サービス・取引の健全な発展は、社会問題の解決や生産性向上に寄与し得る。とりわけ、現在、国内外で預金・株式・債券等様々な資産のトークン化、ステーブルコインの流通など、グローバルに金融サービスの変革が加速しつつあり、金融庁や金融機関は、技術革新に向き合い、チャレンジをすべき状況に直面している。こうしたデジタル技術による金融サービスの健全な発展が、我が国の社会課題の解決等に寄与するよう、官民の連携の強化等を図る。特に、暗号資産、ステーブルコイン等については、欧米などのグローバルな動向を踏まえつつ、我が国における金融サービス等のイノベーションの活性化や信頼ある提供に資するよう、必要な政策を進める。

- 暗号資産について、国内外の投資家から投資対象と位置付けられている状況を踏まえ、イノベーション促進の観点にも留意しながら、利用者保護を図るための必要な制度整備を検

<sup>20</sup> Japan Weeks 2025 特設ページ

<https://www.fsa.go.jp/internationalfinancialcenter/lp/japanweeks2025/>

<sup>21</sup> 2025年10月22日を「アジア・デー」とし、日本証券業協会や日本取引所グループ、アジア開発銀行と共同で、アジアの金融当局や世界の資産運用業界関係者などを招き、アジア地域への投資を促進するイベントを開催予定。

<sup>22</sup> 「金融・資産運用特区実現パッケージ」に沿って、北海道・東京・大阪・福岡の4地域を対象地域に決定し、国内外の金融・資産運用業者の集積や地域の産業・企業の育成支援に向けた規制改革等に取り組んできた。

討する<sup>23</sup>。

- その上で、取引に関する税務当局への報告体制の整備を前提とし、分離課税の導入を含めた税制面の見直しを検討する。
- 利用者が安全に暗号資産取引を行える環境を整備する観点から、暗号資産交換業者等へのモニタリングや無登録業者への対応に適切に取り組む。
- 例えば、円建てステーブルコインの活用などの決済の高度化・効率化をはじめとして、事業者へのモニタリングを含めた丁寧かつ深度あるコミュニケーションを行い、良質な金融サービスが提供されるよう促す<sup>24</sup>。
- 2024年から毎年開催している「Japan Fintech Week」を2026年にも開催し、我が国のフィンテックの魅力を世界に発信し、フィンテック企業の更なる発展に向けたビジネス機会の創出につなげる。
- イノベーションを伴う事業に関する相談を受け付ける FinTech サポートデスクや、フィンテック企業の実証実験を支援する FinTech 実証実験ハブを通じて、事業者の健全なイノベーションを強力に推進していく。

**AI は、将来的に金融を支える中核的な技術の一つとして、金融業を抜本的に変革し得る。金融庁として、そのリスクも踏まえながら、金融機関等における健全な AI 活用に向けた取組を強力に後押ししていく。**

- AI ディスカッションペーパー<sup>25</sup>に基づき 2025年6月に立ち上げた、「金融庁 AI 官民フォーラム<sup>26</sup>」での官民の多様な関係者との議論を通じて、金融機関等における AI の利活用に向けた実務上の課題を整理するとともに、国内外の AI 等を活用した金融サービス提供の改善のあり方やビジネスモデルの変革を見据えた取組を着実に後押しする。

---

<sup>23</sup> 暗号資産を巡る制度のあり方に関する検討について（2025年6月25日 金融審議会総会資料）

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryoku/20250625/1.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryoku/20250625/1.pdf)

<sup>24</sup> 全国銀行協会等の関係者と協力し、昨今のデジタル化の進展や海外決済システムの動向を踏まえ、我が国における決済システムの更なる高度化に向けた検討を進める。くわえて、手形小切手の全面電子化に向けた、金融業界の自主行動計画の着実な進展を後押しする。

<sup>25</sup> AI ディスカッションペーパーの公表について（2025年3月4日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20250304/aidp.html>

<sup>26</sup> 金融庁 AI 官民フォーラム

[https://www.fsa.go.jp/singi/ai\\_forum/index.html](https://www.fsa.go.jp/singi/ai_forum/index.html)

## （４）損害保険を活用した企業のリスクマネジメントの促進

企業を取り巻く経営環境が大きく変化する中で、損害保険を活用したリスクマネジメントを促していく。

- 国内外で事業展開する企業にとって、自然災害の頻発・激甚化、地政学リスクの顕在化などにより、事業中断を余儀なくされるリスクのほか、訴訟やインフレによる損害額の高騰を要因とする損失の拡大リスクが高まっている。企業がこうしたリスクを適切に管理しつつ、成長に向けた投資を推進していく観点からは、それぞれの企業やプロジェクトのリスクを個別に織り込んだ損害保険商品が取引される市場を育成していくことが重要である。このために、関係省庁とも連携し、企業と損害保険会社との間での具体的ニーズやリスク管理の知見に係るコミュニケーションを促し、関係者間での共通理解の醸成に取り組む。
- このほか、自然災害の激甚化が進む中で、既存の保険では十分にリスクがカバーされない保険プロテクションギャップの課題に関し、G20等における国際的な議論<sup>27</sup>を牽引していく。

## （５）利用者に寄り添った対応

- 高齢者や障がい者、外国人等、様々な課題やニーズを抱える顧客が、安全で利便性の高い金融サービスにアクセスできるよう、金融機関等に対し、利用者に寄り添った対応を促す<sup>28</sup>。
- 近年の災害の発生状況を踏まえ、金融機関に対し、平時からの災害対応態勢の構築や、災害時における迅速かつきめ細かな被災者支援の実施を促す。

<sup>27</sup> 今後、政策立案者や監督当局者が参照し得る、実践的なガイダンス及びツールの策定に関する議論が予定されている。

<sup>28</sup> 例えば、次のような取組が挙げられる。

（高齢者）認知判断能力が低下した顧客が、親族などの第三者の支援により預貯金を引き出す場合における対応、後見制度支援預貯金や支援信託の活用

（障がい者）障がい者に配慮した施設等の整備や代筆・代読、電話リレーサービスへの対応

（外国人）在留外国人の円滑な口座開設や外為法上非居住者と判定される顧客への対応

## 2. 金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する

金融当局の責務として、金融機関における財務の健全性や不正の防止を含めた適切な業務運営及びそれを支えるリスク管理態勢を確保するため、監督・検査を実施していく。これにより、金融システムの安定性や公正性・安全性への信頼を確保する。

### (1) 金融システムの安定の確保、リスクへの対応

各金融機関の財務の健全性や業務の適切性、これらを確保するための経営管理（ガバナンス）態勢について、データ分析やヒアリング、検査といった手法を通じて確認していく。また、マクロ・プルーデンスの観点から、金融システム全体に内在する脆弱性についても把握・分析する。くわえて、金融グループのあり方が業態や国境を跨いで変化・発展していく中で、絶えず監督・検査の質の向上を図るとともに、国際的な連携を強化する。

#### ① より実効的な監督・検査に向けて

信用・市場といった金融機関の伝統的な財務リスクに加え、足元で顕在化しているマネロンやサイバー等に関するリスクに対応するため、金融機関に求められるリスク管理態勢は、年々複雑化、高度化している。

こうした中で、金融当局は、業態を問わず、各分野の知見を絶えず収集・蓄積し、専門性を深め続けるとともに、監督・検査に資する評価の目線や着眼点を整理する必要がある。

一方、金融機関毎に、経営方針やリスクテイクの状況、経営環境や直面している各種課題の軽重、活用可能な経営資源等は異なる。

リスク特性を横断的視点から把握しつつ、金融機関の規模・特性に応じた優先課題を特定するため、2025 事務年度、金融庁は、専門的横断テーマのモニタリングを担当する部局（以下、「横断モニタリング部局」）を監督局長の下で総括審議官が指揮することとし、従来の監督各課と横断モニタリング部局を、より一体的・効果的に運用する体制とした。

- こうした体制の下で、財務局を含む各金融機関の担当者は、横断モニタリング部局から、専門的知見に基づく支援を受けながら、金融機関毎のリスクプロファイルに基づいて、対応すべき課題に優先順位を付け、実効性のある監督・検査を計画的に実施していく。

## ② 金融システム全体の脆弱性への対応（マクロ・プルーデンス政策）

国内では「金利のある世界」への移行など、金融機関の業務の前提が大きく変化しているほか、米国をはじめとする各国の通商政策の影響等から、国内外の経済・金融環境に係る不確実性はより高まっている。こうした中では、金融システムにおけるリスクの伝播や連関が大きく変化する可能性がある。こうした点を注視していくマクロ・プルーデンス政策のアプローチはますます重要なものとなっている。

- 日本銀行とも連携しながら、こうしたモニタリングを引き続き高度化する。特に、各金融機関に共通するリスクや、金融機関間や金融システムと実体経済との間でのリスクの伝播や連関の新たな動向を注視し、必要に応じた政策対応を行っていく。

## ③ マネロン・サイバー等のリスクへの対応

近年、社会や技術の変容に伴い、金融機関は信用・市場等の伝統的な分野にとどまらない幅広いリスクや課題に直面している。多数の金融機関が共通して直面しているリスクや課題に関しては、注意喚起等のための発信<sup>29</sup>等必要な施策を、関連する各業界団体等とも連携しつつ、業態横断的に実施していく。

- マネロン・テロ資金供与対策に関しては、FATF 第5次対日相互審査も見据え、関係省庁・業界団体と連携し、金融機関の態勢の高度化を促していく。
- 地政学的な緊張も背景として近年高まっているサイバーリスクに関しては、金融商品取引所等の金融インフラ提供者を含む、金融業界全体の底上げを図る観点から、引き続き業態横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall）<sup>30</sup>の実施等に官民が連携して取り組む。
- 金融機関の業務委託先等のサードパーティへのサイバー攻撃の発生状況を踏まえ、金融機関における業務委託先等のサードパーティのリスク管理等の強化について検討を進める。
- 気候関連金融リスクについては、国際的な動向も踏まえつつ、金融機関におけるリスク管理や顧客の気候関連リスクへの対応支援等に関する取組・課題について議論を進める。

<sup>29</sup> 金融機関の対応がより円滑なものとなるよう、発信に際しては、可能な限り、注意喚起、情報提供、要請といった位置付けを明確にする。

<sup>30</sup> 内容をアップデートしつつ、これまでに9回開催。直近は2024年10月。

「金融業界横断的なサイバーセキュリティ演習（Delta Wall IX）」について（2024年10月8日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r6/sonota/20241008/deltawall.html>

#### ④ 金融グループ等の実態に応じた効果的な監督・検査の実施<sup>31</sup>

- 大手金融グループでは、傘下の銀行・信託銀行・証券会社等、複数の金融機関を経営している。関係課室が密に連携<sup>32</sup>し、グループ内の異なる業態が相互に与える影響やグループ全体の経営管理（ガバナンス）の把握を含め、グループ全体を俯瞰した監督・検査を行う。
- 通信・流通等を母体としつつ、デジタル技術を活用して金融事業を展開するグループが存在感を増しつつある。こうした母体事業者とも、グループ全体の戦略や金融事業の位置付けについて議論を行いつつ、金融機関へのより実効的な監督を行う。
- これらを踏まえ、銀行監督及び証券監督の更なる高度化を図るため、「銀行・証券監督局」を設置することを目指す。

#### ⑤ 協同組織金融機関における適切な経営管理と業務運営の確保

- 協同組織金融機関についても、財務局との緊密な連携により、実効性の高い検査等のモニタリングを実施していく<sup>33</sup>。
- 不正融資や重大な法令違反が確認されたことも踏まえ、経営管理と業務運営の適切性について、早期に課題を発見し、的確な対応を行う。

#### ⑥ グローバルな金融システムの安定への貢献

我が国や海外の金融機関は、それぞれ国境を跨いでビジネスを展開しており、破綻時等の損失は容易に法域を越える。近年でも、海外で国際的に活動する金融グループの経営危機が生じたところであるが、こうした事態に適切に対応するためには、平時から各国監督当局者間で金融機関や金融システムについて緊密に情報交換し、共通理解と信頼関係を構築することが欠かせない。

- 国際的に活動する金融グループを中心に、海外当局との監督協力を強化する<sup>34</sup>。

また、国際的に暗号資産取引の増加やファンドなどの非銀行金融部門（NBFIs<sup>35</sup>）の拡大が続いており、国際的な規制枠組みに関する議論が活発化している。伝統的に国際的な合意をベースとしている銀行・保険等の健全性規制に限らず、暗号資産を含めたマネロン等対策、NBFIsへの対応を含め、あらゆる金融規制・監督については、一国で高い水準を設けても、相対的に水準の低い国でのリスクの顕在化や、規制の内容や運用上の差異による競争上の不公平等をもたら

<sup>31</sup> このために、事務年度当初に指揮命令系統の見直しを含む、関係部署間の連携強化を実施した。

<sup>32</sup> こうした連携を促進する観点からも、2025 事務年度、各金融グループの監督・検査に責任を有する部局を明確にした。

<sup>33</sup> このために、2025 事務年度、モニタリング計画の企画・立案、総合調整を実施する専担部署を設置した。

<sup>34</sup> これまでも大手金融機関の監督当局が集い、その金融機関のビジネスモデルやリスクを議論する監督カレッジや、海外当局と共同で、特定のリスクカテゴリーについて国内の複数金融機関を横断的にレビューする取組を実施している。

<sup>35</sup> Non-bank Financial Institutions

す可能性がある<sup>36</sup>。

- こうしたことを踏まえ、我が国だけでなく国際的な規制の実効性・整合性を確保していくため、国際会議に積極的に参画するとともに、海外当局との連携強化を通じて政策推進力の向上を図る<sup>37</sup>。
- その際、国際的な議論に対して国内の議論の積み重ねに根ざす建設的な提言を行うとともに、国内の課題解決にも国際的な政策対話を通じて得られた知見を活用していく。

## (2) 金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼の確保

近年、金融サービスを不正に利用した詐欺等や、金融機関や金融市場に関わる不祥事や不正が相次ぐ中で、金融機関や金融市場の公正性・安全性に対する信頼を回復することが重要である。特に、金融機関における不正事案については、個別の事案に関する事実関係や発生原因の検証、再発防止策の策定や実施状況を確認する。また、悪質な事案は法令に基づく厳正な処分を行うとともに、類似事案の発生を未然に防ぐため、必要に応じて監督指針を改正するなど、モニタリングの高度化に取り組む。

### ① 金融犯罪への対応

特殊詐欺や投資・ロマンス詐欺、不正アクセスなど金融サービスを不正に利用した犯罪被害が引き続き高止まりしており、こうした金融犯罪の被害防止に向けた取組を推進する。

- 口座の不正利用等に関し官民一体で業界横断的な広報活動を行うほか、インターネットバンキングに係る対策強化や、預貯金口座の不正利用に係る検知能力の強化、預金取扱金融機関間における不正利用口座に係る情報共有に向けた枠組みの構築など、「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0<sup>38</sup>」における施策を着実に進める。また、これらの施策と併せて、金融機関と警察の連携を強力に推進する。

また、証券会社の偽サイト等で窃取した顧客情報（ログイン ID やパスワード等）によるインターネット取引サービスでの証券口座への不正アクセス・不正取引（第三者による取引）の被害が発生している。

- ログイン時の認証方法の強化等を求める監督指針の改正案をパブリックコメントに付した

<sup>36</sup> こうした課題は、法域間での市場の分断（fragmentation）や、規制の裁定といった表現で言及される。

<sup>37</sup> アジアの金融規制当局とのハイレベル会合（2025 年は「アジア・デー」として開催予定）、グローバル金融連携センター（GLOPAC）によるアジア・新興国の金融当局者への研修や、二国間金融協力の推進に取り組む。

<sup>38</sup> 「国民を詐欺から守るための総合対策 2.0」（2025 年 4 月 22 日）  
<https://www.kantei.go.jp/jp/singi/hanzai/kettei/250422/honbun-1.pdf>

<sup>39</sup>。対応の進捗状況について重点的にモニタリングを行い、被害拡大防止及び再発防止に向けた取組を求めていく。

## ② 不公正取引規制の強化等

近年の証券取引等監視委員会による不公正取引等に関する調査の過程において、不正と考えられるものの既存の法令では違反行為として捕捉できない事例や、違反行為として捕捉できるが課徴金の額が低く、抑止効果として不十分な事例等がみられていることを踏まえ、市場監視機能強化に向けた建議<sup>40</sup>が行われた。

- 不公正取引等の違反事案への抑止力をより一層高めていく観点から、インサイダー取引規制の対象や、課徴金水準等の見直し、証券取引等監視委員会による効果的な検査等の実施に向けた措置について検討を進める<sup>41</sup>。

証券取引等監視委員会では、市場の公正性・透明性の確保と投資者保護等を図るべく、引き続き、的確・適切な市場監視を実施する。

- リスクベースアプローチに基づく証券検査、不公正取引や開示規制違反への迅速な対応、重大・悪質事案への告発等による厳正な対応、投資者被害事案に対する積極的な取組等を行う。
- デジタル技術を活用した市場監視業務の高度化・効率化等、市場監視の専門機関としての能力の向上に取り組む。

## ③ 保険業界の信頼の回復と健全な発展に向けた対応

損害保険業界の信頼を揺るがすような保険金不正請求事案や保険料調整行為事案の再発防止を図り、顧客本位の業務運営の徹底と健全な競争環境を実現する。また、保険業界における情報漏えい事案を踏まえた、保険会社の適切な情報管理態勢を確保するため、監督・検査を実施していく。

- 改正保険業法<sup>42</sup>（2025年5月に成立）の施行に向けて、政府令の整備や監督指針の改正を進め、複数の保険会社の商品を扱う乗合代理店（損害保険代理店・生命保険代理店）にお

<sup>39</sup> 「金融商品取引業者等向けの総合的な監督指針」等の一部改正（案）の公表について（2025年7月15日）

<https://www.fsa.go.jp/news/r7/shouken/20250715/20250715.html>

<sup>40</sup> 金融庁設置法第21条の規定に基づく建議について（2025年6月20日）

[https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c\\_2025/2025/20250620-1.html](https://www.fsa.go.jp/sesc/news/c_2025/2025/20250620-1.html)

<sup>41</sup> 不公正取引規制の強化等に関する検討について（2025年6月25日 金融審議会総会資料）

[https://www.fsa.go.jp/singi/singi\\_kinyu/soukai/siryou/20250625/2.pdf](https://www.fsa.go.jp/singi/singi_kinyu/soukai/siryou/20250625/2.pdf)

<sup>42</sup> 保険業法の一部を改正する法律（2025年5月30日成立）

<https://www.fsa.go.jp/common/diet/217/index.html>

ける適切な比較推奨販売の確保、大規模な乗合代理店に対する体制整備義務の強化や保険仲立人の活用促進等を図る。

- 保険会社及び保険代理店等において、改正保険業法等を踏まえた適切な業務運営がなされるよう、金融庁及び財務局の監督体制を強化していく。
- 保険会社等における適正な情報管理を確保するため、情報漏えい事案への対応として2025年8月に改正した監督指針に照らしてモニタリングを行う。

## 3. 国民への貢献のために常に進化し続ける組織をつくる

これまで述べてきたような足元の行政課題に対応するため、必要な体制強化を進めていく。各分野のビジネスの発展、イノベーションの促進を図り、それぞれの監督・モニタリングの高度化を更に進めるため、業務の一層の増加が見込まれる監督局を2局体制とし、「資産運用・保険監督局」及び「銀行・証券監督局」を設置することを目指す。

その上で、5年後、10年後、20年後も質の高い金融行政サービスを提供し続けていくために、金融庁の組織及び職員の政策立案・実行能力を継続的に向上させていく。こうした取組を全庁的に進めるため、「金融庁20年委員会」を長官直轄のチームとして設けた。このチームを中心に全職員で取組を進め、金融庁のバージョンアップを図る。また、これらの取組を通じた金融行政の高度化において、引き続き、財務局と密に連携していく。

### (1) 金融行政の目標の全庁一丸の共通理解

2018年に取りまとめた「金融庁の改革について」で標ぼうした「国民のため、国益のために絶えず自己変革できる組織」の実現のためには、時には原点に帰って金融行政の目標についての共通理解を庁内で深めることが必要である<sup>43</sup>。これが、組織改革の基盤となる。

- 2018年から7年が既に経過した中で、マネジメントを担う幹部職員から行政実務を担う若手職員までが、金融行政の目標について、自らの業務との結びつきの理解を今一度深めていく。
- この際、金融行政の目標について、職員がより身近に感じる契機として、象徴的かつ簡潔なスローガンを全職員で議論し、策定する。
- 上記の取組を以下に述べる職員の成長の促進、業務効率化等と一体的に進めることで、金融庁職員の意欲（モチベーション）を更に高め、優秀な人材の採用にもつなげていく。

<sup>43</sup> 若手・中堅職員からは、各職員の担う業務が金融行政の目標である「企業・経済の持続的成長と安定的な資産形成等による国民の厚生増大」にどう貢献するかについて理解が深まれば、働きがいを一層感じられるようになる、との声も寄せられている。

## (2) 職員の能力・資質の成長

絶えず国民への貢献を意識し、職員一人ひとりが成長することにより、金融行政の目標の達成に向けて、絶えず自己変革できる組織を実現することができる。こうした職員の成長は、個人の取組とともに組織として後押ししていく。

- 職員のキャリア形成に関して、人事担当者が一人ひとりの職員と直接対話して人事ローテーションの期間やキャリアパスを議論して人事配置を行い、専門分野別の育成プログラムなどを職員の意見も踏まえて充実するなど、きめ細かく取り組む。
- 環境変化に応じた的確に政策を立案・実行していけるよう、データや実地調査を活用して多面的に実態を把握する力や他組織との高度な調整能力を伸ばしていく。この際、金融行政のみでは解決できない課題に対応するため、効果的・効率的な広報活動を展開しつつ、他省庁との密接な連携に加え、国内外・官民を問わないネットワークを構築していく。
- アカデミアとの連携<sup>44</sup>を一層強化し、共同研究、金融経済学勉強会、シンポジウムなどの様々なチャンネルを通じて、外部の知見を取り入れながら金融行政における調査・分析・政策立案能力を高める。
- 市場・経済がグローバルに相互に関連している状況を踏まえ、国内外の状況の両方を理解して国内外で政策を立案・実行できる人材を育成していく。
- 金融庁では、民間企業での勤務経験を有する者、任期付きで採用されている弁護士や公認会計士など多様な人材が、それぞれの専門性を活かして、新たな行政課題などへの的確な対応を支えている。こうした人材を引き続き積極的に採用し、その能力の発揮を促す体制を整備するとともに、その専門的な知見や貢献を組織として着実に蓄積・伝承する。

## (3) 誰もがのびのびと働きやすく良い仕事ができる環境の整備

業務効率化や働きやすい職場環境の整備などに一定の成果が見られるが、今後も、新たな技術などを活用して、誰もが柔軟かつ合理的・効率的に働いて能力を最大限発揮できるよう、オフィス改革を含め、不断の環境整備を進める。

- 生成 AI の活用は、こうした取組を飛躍的に加速させる可能性を秘めている。2025 年夏に設置した AI 統括責任者（CAIO：Chief AI Officer）及び AI・トランスフォーメーション・

<sup>44</sup> 2023 年 5 月には、国立大学法人東京大学と連携協力に関する基本協定を締結している。

<https://www.fsa.go.jp/news/r4/sonota/20230531/20230531.html>

オフィサー<sup>45</sup>が、庁内における生成 AI を活用した業務改革の陣頭指揮を執り、推進する。

- 職員が自由闊達に議論できる職場環境づくりを進めるため、下意上達を促進する取組を更に進める。自らの所掌事務にかかわらず自主的な政策提言を職員に促す枠組みである政策オープンラボ<sup>46</sup>については、利用しやすさなどの観点から見直しを検討する。
- 子育て・介護と仕事の両立等のライフステージに応じて職員一人ひとりが柔軟かつ持続的に働けるよう、テレワーク、フレックスタイム、休暇などの積極的な活用をチーム内の緊密な連携の中で引き続き推進する。

**また、多様なバックグラウンドを持つ全ての職員の能力を最大化するためには、質の高いマネジメントが不可欠である。**

- 幹部のマネジメント方針の職員への見える化や、幹部への重点的な研修を新たに導入することなどを通じて、組織、個人としてのマネジメント力の向上を図る。

---

<sup>45</sup> CAIO は政府における生成 AI の利活用促進とリスク管理を表裏一体で進める観点から、各府省庁に設置。AI・トランスフォーメーション・オフィサーは、CAIO のもとに金融庁独自に設置。

<sup>46</sup> 「政策オープンラボの取組」  
<https://www.fsa.go.jp/common/about/kaikaku/openpolicylab/index.html>



